

ともにあゆむ

南医療生協労災損害賠償請求訴訟
「ともにあゆむ裁判」を支援する会ニュースNo.15
発行:支援する会事務局 Tel&Fax624-5997
2011年11月8日発行

今日の裁判にも28名の方に傍聴に参加していただきました。ありがとうございました。

被告側は、今回の裁判にむけての準備書面でも、前回同様「うつ病は本人の頸肩腕障害や子宮炎の慢性化などが原因で、業務とは無関係の発症」との主張を繰り返しており、労災認定の事実を認めていません。

自殺者が出て、実効力あるメンタルヘルス対策をしてこなかった南医療生協

原告からは、今回、2つの準備書面を提出しました。

ひとつは、前回提出分の事務長室課長降格以降の「原告の労働実態と被告の安全配慮の欠如」について。

2003年6月に地域医療連携室を1人で立ち上げてから、紹介患者対応ルールや開業医訪問、実際の紹介患者さんの対応などの過密で過酷な業務に加え、スタッフでありながら職責者会議への参加や職責者と同等の責任を権限もないのに持たされての精神的負担を強いながら、「長期病休は厳禁!」と必要な休養を取らせないなど、安全配慮の全くない状態で働かせてきた実情を明らかにしています。

もうひとつは、被告が労組からも再三メンタルヘルス対策を要求されていながら、実質的な対応をしてこなかったこと。2002年にメンタル疾患で「リハビリ勤務中だった職員が自殺。無断欠勤していたのに、職員が尋ねて発見したのは3日後だった」という事件を重く見た南医療生協労組が、愛知健康センターに加盟し、「安全衛生委員会活動の確立と強化」について申し入れをした記録などを証拠として添付し、南医療生協が自殺者を出しても職員の安全衛生への配慮を強化してこなかった事実を追求しています。

「南生協は最近おかしい!」と支援の輪が広がる

この間、いろんな行事で裁判の配布や、支援する会のみなさんのご協力で、リーフレットの普及がすすみ、裁判への関心と支援の輪が広がっています。11/8現在、リーフレット配布は8000枚を超え、「支援する会」会員も307名にまで増えました。

11/6の愛知の赤旗まつりでは、前日に同窓会のために全国各地から集まった大学の同級生たちがまつりに参加して、「支援する会」会員のみなさんと一緒に宣伝してくれました。まつり会場だけで1800枚のリーフレットを配布することができました。

この日にむけて手作りした横断幕の前に立ち止まり、「えっ!?南生協ってどうなってるの?」「なんだかおかしいと思ってたけど、やっぱりそうなのね!」という声もたくさん聞けて、「応援するから頑張ってください!」と声援もいただきました。

11月16日の「栄総行動」の昼休み集会では、訴えをさせてもらいます。

当日は、愛知経営者協会へ「こんなに安全衛生を軽視している法人の幹部が加入してい

る。厳しい指導と援助を!」と要請をする予定です。

支援の輪を広げ、南医療生協を大きく包囲していきましょう。

次回裁判

12月20日(火)14時半
名古屋地裁 2階201号法廷

